破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９７号
北海道苫小牧市字勇払17番地の13　コート・ドール苫小牧201
債務者　山口　雪子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第９９号
北海道苫小牧市光洋町３丁目６番７号　ポップコーンハイツ302号
債務者　渡部　恭子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１４７号
茨城県土浦市右籾119番地１　佐久間住宅Ｄ棟
債務者　黒澤　　睦（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１０号
長崎県長崎市大手３丁目４番20―201号
債務者　中尾　　淳
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
長崎県長崎市立山５丁目22番50号
債務者　田川　直樹
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７９号
仙台市宮城野区自由ケ丘４番13号　藤栄ハイツ203
債務者　畑岡　辰也
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
茨城県水戸市元吉田町723番地の２　サンハイツＣ棟203号
債務者　助川　雅之
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２８０号
茨城県笠間市笠間2740番地５
債務者　丸山　　功
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２８３号
茨城県ひたちなか市大字高野2428番地139
債務者　増本美由紀
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２８７号
茨城県水戸市東野町184番地の23
債務者　豊田　和智
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３０１号
茨城県水戸市東原２丁目９番９号
債務者　河野　理恵
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１４６号
茨城県石岡市南台１丁目37番６号
債務者　藤田　　茂（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６１号
茨城県つくばみらい市山谷1066番地８
債務者　豊島　英雄
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７８号
茨城県土浦市小松ケ丘町15番４号
債務者　小沼　美紀
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第６２号
千葉県茂原市茂原1230番地　吉野借家
債務者　安達　　守
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第３００号
新潟市西蒲区松野尾2487番地１
債務者　佐藤清三郎
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４１号
金沢市新神田５丁目119番地　第３清寿荘202号、従前の住所石川県白山市北安田町1016番地
債務者　神谷　啓夫
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２４４号
金沢市横川１丁目24番地２
債務者　関浦　真樹
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　金沢地方裁判所